

令和 6 年 12 月 11 日

古賀市議会
議長 渡 孝二 様

文教厚生常任委員会
委員長 古賀 誠視

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について 12 月 3 日に委員会を開催しましたので、その審査結果を会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

第 80 号議案 古賀市立学校施設開放の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

古賀市立学校施設の利用範囲を拡大するほか、古賀東中学校の教室の一部を利用に供する施設として追加するため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 古賀東中学校地域開放室は 4 室で、会議や茶話会、卓球等での利用を想定しており、音楽活動など、授業の支障となる活動の利用は認めない。鍵は、暗証番号付きのキーボックスを玄関付近に設置し、ボックス内で管理する。
2. 料金の受渡しは、施設予約システムにより、施設の予約から支払いまで完結できる。クレジットカード決済が可能で、直接古賀東中学校に行っても利用できる。
3. これまでスポーツやレクレーションに合致しない目的での利用申出があった場合、この条例を適用するのではなく、行政財産の目的外利用として個別に対応していた。今回の改正により、より幅広い目的での利用が可能となる。

【意見】

(賛成意見)

- ・第 1 条の改正により、生涯学習という観点から利用範囲が拡大され、これまで目的外使用として扱っていた内容も包含されるようになった。これにより、より多くの人々が生涯学習の機会を得ることが可能となり、コミュニティの活性化にもつながると期待できるため、賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。